

佐野市介護認定調査員支援システム導入業務委託プロポーザル実施説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 佐野市介護認定調査員支援システム導入業務委託
- (2) 業務目的 介護認定調査業務にシステムを導入し、訪問調査、調査票作成等に係る業務の効率化を図ることで、認定調査業務に要する期間の短縮を目指します。
- (3) 業務内容 別紙「佐野市介護認定調査員支援システム導入業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照してください。
- (4) 履行期間
 - ①機器調達・システム構築期間 契約締結日から令和7年1月31日まで
 - ②システム使用契約期間 システム使用開始月から60月間（長期継続契約）
※システム使用開始月は、導入スケジュールにあわせ協議のうえ定めます。
- (5) 提案限度価格 24,010,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。ただし、見積書を提出する際は、提案限度価格を超えることはできません。
- (6) 業務実施上の条件
 - ① 本業務を遂行するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、条例、規則等）を遵守するものとします。
 - ② 委託業務に支障が生じぬよう、自らの費用負担により体制を整備するとともに、常にこれに対処できるよう十分な人員（技術者等）を配置するものとします。
 - ③ 本業務を遂行するに当たり、必要に応じてヒアリング調査等を行うものとします。

2 提案書提出者に要求される資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当するものでないこと。
- (2) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で、「大分類Q（情報処理）」のうち「小分類1（システム設計・開発）」に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 申請日現在、他の地方公共団体において介護認定調査員支援システム導入業務の実績を有している者であること。又は、実績のあるシステムを取り扱う者であること。

3 選定スケジュール

実施内容	実施時期（令和6年度）
実施手続き開始の公告、説明書の交付	6月 3日（月）
参加表明書の提出期限	6月13日（木）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知（予定）	6月18日（火）
質問受付	6月18日（火）～6月24日（月）
質問回答（予定）	6月26日（水）
提案書の提出期限	7月10日（水）
プレゼンテーション及び質疑応答（予定）	7月22日（月）
特定・非特定通知書の通知	7月下旬

4 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

（1）参加表明書の作成様式

- ① 参加表明書（別記様式第1号）
- ② 参加資格要件確認表（別記様式第2号）
- ③ 提案企業概要調書（別記様式第3号）

（2）記載上の留意事項

- ① 各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。
- ② 保有する技術職員の状況については、当該業務に関する技術職員数、その他の業務に関する技術職員数を分けて記入すること。
- ③ 有資格者数は当該専門分野に係る主たる資格を想定し人数を記入すること。
- ④ 実績については、過去3年以内の同種または類似の業務実績を記入すること。

（3）問合せ先（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市健康医療部介護保険課介護認定係
TEL 0283-20-3022（直通）
FAX 0283-21-3254
e-mail : nintei@city.sano.lg.jp

※参加表明に関する質問については、電子メールによりお問い合わせください。

5 参加表明書の提出期限及び提出方法

- （1）提出期限 令和6年6月13日（木）午後5時15分まで（必着）
- （2）提出場所 4（3）に同じ。
- （3）提出方法 郵送のみとします。また、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とします。
- （4）提出部数 参加表明書等の提出部数は、①、②は正1部、③は正1部、副6部とします。
なお、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、契約書の写しを、正に1部添付してください。

6 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知します。

- (1) 確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出者に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知します。
- (2) 提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知します。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができます。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
 - ① 受付場所 4(3)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)
- (4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行います。
- (5) 参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出してください。提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなします。

7 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

(1) 提案書(別記様式第4号)

表紙、目次及びページ番号を付すほか、次に掲げる事項に対して作成してください。

①企画提案書

企画提案書は、任意様式、A4版とし、両面使用で20ページ(用紙10枚)以内とし、表紙、目次は含めないものとします。「11 提案書を特定するための基準」及び別添仕様書を踏まえ、簡潔に記載してください。

②システム機能要件一覧

別紙「佐野市介護認定調査員支援システム機能要件一覧」に対応可否の状況、備考欄を記入し、提出して下さい。備考欄に書ききれない場合は、別紙を添付してください。

③見積書

機器調達、システム構築等に係る導入費用と、5年間のシステム使用に係る費用(利用料、保守料など)に区分して本業務に係る見積書(内訳含む。機器は型番等も記載してください)を作成してください。ただし、提案限度価格を超えることはできません。

(2) 問合せ先 4(3)と同じ。

8 提案書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和6年7月10日(水)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出場所 4(3)に同じ。
- (3) 提出方法 郵送(「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれか)とし、その他の方法による提出は一切認めません。なお、提出後の差し替え、追加はできないものとします。

- (4) 提出部数 提案書等の提出部数は、正 1 部、副 6 部とする。なお、別記様式第 4 号は、正に 1 部添付してください。
- また、任意様式については「A 4 版」横書き上綴じを基本とし、図表等を使用する場合において、A 4 版 2 枚分として「A 3 版」を使用するときには、折り綴じてください。

(5) 提案書等の作成及び提出上の留意事項

- ① 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製いたします。
- ② 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めません。

9 説明書及び仕様書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1) 質問の内容

質問の内容は、本説明書及び仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。

(2) 受付期間

提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知の日から令和 6 年 6 月 24 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

(3) 提出方法

- ① 質問・質問回答書（別記様式第 5 号）を用いてください。
- ② 持参又は郵送、FAX もしくは電子メールにより提出してください。ただし、いずれの方法を用いても受付期間内必着でお願いします。
- ③ 持参による場合は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出してください。
- ④ 電話による問合せは受け付けません。

(4) 受付場所 4(3)に同じ。

(5) 回答方法

回答は、令和 6 年 6 月 26 日（水）（予定）までに、市ホームページに掲載します。

10 プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 日時 令和 6 年 7 月 22 日（月）（予定）

※詳細な日時等については、「提案書の提出者の選定等通知」により連絡します。

(2) 場所 佐野市役所会議室（予定）

(3) 実施方法

- ① プレゼンテーションは 30 分、質疑応答は 10 分、合計 40 分を目安とします。
- ② プレゼンテーションは非公開とします。
- ③ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことは可とします。（必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意します。その他パソコン等は各自持参してください。）
- ④ プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出する

ことはできないものとします。

- ⑤ プレゼンテーションの参加者は、業務主任者及び機器操作者を含む5名までとし、プレゼンテーション審査説明員一覧（別記様式第6号）により参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとします。
- ⑥ プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなします。

11 提案書を特定するための基準

提案書を特定するための評価基準は次のとおりです。

評価項目	評価の視点	配点
1 事業者の概要	システムの構築、運用・保守の実施にあたり十分な実績、人員、規模を備えているか。	5
2 調査票作成機能	システムの入力画面は調査現場において使いやすいものであるか。	10
	調査概況、特記事項の入力が正確かつ迅速に行えるものであるか。	10
	その他円滑な調査票作成に有用な機能を備えているか。	10
3 データ連携	認定審査支援システム等とのデータ連携が円滑かつ正確に行えるものであるか。	10
4 その他システムの機能	必須機能以外の機能を含め、システムの機能が正確、迅速な認定調査事務に資するものであるか。	15
5 セキュリティ	機器の故障や、システムの一部に障害が発生した際、業務が継続して行える構成になっているか。	5
	個人情報を取り扱ううえで、適切なセキュリティ管理がなされているか。	5
6 ハードウェア	調達する機器等は、システム運用に適したものが提案されているか。	5
7 その他提案内容	その他認定調査事務の効率化に資する提案がなされているか。	5
8 導入・運用・保守	スケジュール、職員研修や支援体制の内容は、円滑にシステムが導入できるものであるか。	5
	システム導入後の運用・保守の体制は、長期間の運用に十分なものであるか。	5
9 コスト	見積金額及び積算内訳から次のとおり算出する。 評価点＝配点×（提案者の中の最低提案事業費） ÷（当該提案者の提案事業費）	10
合 計		100

12 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知します。

- (1) 提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知します。
- (2) 提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知します。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非特定理由について説明を求めることができます。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
 - ① 受付場所 4(3)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)
- (4) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行います。

13 契約等に関する事項

(1) 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務の契約相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結します。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴収及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとします。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④ 最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に、細部について市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定します。

また、機器調達・システム構築に係る委託料等の支払いは完了払いとし、システム使用に係る利用料等の支払いは月額で利用月の翌月払いとします。なお、契約保証金は免除します。

14 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととします。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本説明書2に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本説明書の定めに反した場合

(5) 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

15 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、「佐野市介護認定調査員支援システム導入業務委託提案者選定審査委員会」において行います。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとします。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 提出された提案書等は返却しません。
- (6) 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとします。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とします。
- (7) 提案書に記載した予定技術者は、病気、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き、変更できないものとします。
- (8) 本説明書に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。